

2. 職場定着助成金の拡充(介護労働者雇用管理制度の創設)について

職場定着支援助成金 (介護労働者雇用管理制度助成の追加)

平成28年度予定額 1,210百万円

趣 旨

- 介護労働者は、自身のキャリアパスに不安を持ち離職する労働者が多く、魅力ある職場づくりに重点を置いた更なる雇用管理の改善が喫緊の課題となっている。
- 特に介護分野においては賃金制度の整備(賃金テーブル、昇給・昇格等)が行われていない事業所が多く、キャリアパスの整備に向けた取組の基盤として整備が求められる。
- このため職場定着支援助成金を拡充し、雇用管理改善を図るため、介護関連事業主が賃金制度を導入した場合に助成を行う。

【参考】定昇制度の有無と賃金表(賃金テーブル)の有無・運用状況・・・定昇制度なし+定昇制度ありで賃金表なし 約6割

出典:(公財)介護労働安定センター「平成24年度介護職員の賃金・雇用管理の実態調査」

概 要

- 職場定着支援助成金(個別企業助成コース)に「介護労働者雇用管理制度助成」を追加する。
- 介護関連事業主が、雇用管理責任者を選任し、就業規則・労働協約を変更することにより賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合に、事業所当たり**50万円**を支給する。
- 制度導入による効果として、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務づけ、計画期間1年経過後の目標を達成できた場合に**60万円**を支給する。また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合さらに**90万円**を支給する。